

森林セラピー事業

—No.29 北本市—

【事業の目的】

特定非営利活動法人森林セラピーソサエティが審査・認定する「森林セラピー基地®」「森林セラピーロード®」の認定を受けることにより、森林（里山、雑木林）浴効果による健康増進を図るとともに、本市の自然環境の良さをPRし、市の知名度向上及びイメージアップを図り、来訪者を増やすことで地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

【事業の内容】

「森林セラピー基地®」の認定を受けるために、森林セラピー基地を設置し、森林浴効果のある2つの「森林セラピーロード®」を設定し、サービスの提供、健康・癒しに配慮した滞在空間を設けます。関係機関と連携し、北本市観光協会への事業委託を通して体験プログラムを実施する予定です。

※春、夏、秋において、「日帰り、1泊2日コース」で楽しめる森林浴・観光イベント等を計画します。

森林セラピーガイドやセラピストの配備が必要なため、市民だけでなく、関係機関職員によるガイドやセラピストの資格取得を促します。また、資格取得のための助成制度を検討します。

なお、事業開始時にガイド等の配備が難しい場合は、近隣基地に対し、ガイドやセラピストの支援（派遣）を依頼することを検討します。

【事業年度】

平成30年度～32年度

○平成30年度

森林セラピー基地・ロード認定に向けた申請、現地調査など

○平成31年度

認定記念イベント、ガイドやセラピストの育成、案内看板整備など

○平成32年度

森林セラピー基地事業開始

【予算額(千円)】

14,950千円(平成30年度～平成32年度)

○平成30年度

2,500千円(認定に向けた生理実験費用等)

○平成31年度【予定】

10,300千円(認定記念イベント、セラピーガイド・セラピスト育成費、パンフレット作成、案内看板設置、登録料、会費等)

○平成32年度【予定】

2,150千円(セラピーガイド・セラピスト育成費、イベント費等)

【財源】

一般財源(市)

【事業実施に至った背景・経緯】

平成29年度に本市のリーディングプロジェクト事業を庁内職員に募集したところ、森林セラピー事業が提案され、検討の結果採用されました。

本市は、都市から45キロ圏内の住宅都市でありながら、里山の風景の残る自然の多いまちです。近隣には、2か所の圏央道ICがありますので、都心からのアクセスが良く、1時間程度で気軽に訪れることができます。さらに国の天然記念物で五大桜と呼ばれる「石戸蒲ザクラ」や、ご当地グルメで有名な「北本トマトカレー」があります。

そして、市内には、自然の姿を昔のまま残し、動植物が暮らしやすいように整備された北本自然観察公園(埼玉県自然学習センター)があり、バードウォッチングの場としても最適です。森林セラピー事業を実施することで、このような観光資源を、更に積極的に市内外に発信できると考え、認定に向けて申請を行うものです。

【事業のPRポイント】

森林セラピー基地・ロードが認定された場合、埼玉県内で初めての事例となります。また、一般的な森林セラピーは地方の山深い森林内での活動が多いのですが、本市は「都市型セラピー」として、里山・雑木林における癒し空間の提供を考え、認定事務局の森林セラピーソサエティに、新たなスタイルのセラピー基地を提案する形で申請を行っています。

一般的な森林セラピーに参加する場合、1泊から2泊程度の宿泊が伴う旅行感覚となりますが、本市の提案する「都市型セラピー」は、都心から1時間程

度の移動時間で気軽に行ける「癒やしの里山・雑木林空間」として提案しているものです。

セラピー効果のある「まち」であると認められることにより、本市に新たな魅力が加わり、地元へ活力をもたらします。また、本市への移住、定住化を図る人が増えるなど、少子高齢化、人口減少問題に対する効果が期待できると考えています。

【事業実績・成果・今後の展開】

現在森林セラピー基地・ロードの認定に向けて申請中です。

認定後の展開については、平成31年度は、認定記念イベント、ガイドやセラピストの育成、案内看板整備等を行い、平成32年度に森林セラピー基地事業を開始する予定となっています。

【参考資料】

森林セラピー事業の概要

〔 連絡先 〕

産業振興課 商工労政・観光担当 048-(594)-5530

〈森林セラピー事業〉

〈みどりのまちから癒しと健康のプレゼント！〉

本市の恵まれた自然環境の良さをPRし、来訪者を増やすことで地域経済の活性化の推進、及び健康増進、予防医療を目的に「森林セラピー基地®」認定に向けた申請を行います。認定されると県内初の森林セラピー基地®となります。

森林セラピーとは、森林環境が人にもたらす効果を基に、森を楽しみながら健康増進に活かすものです。訪れる人々のために健康増進やリラクセスを目的とした癒し体験ツアー等のセラピープログラムを用意し、森林ウォーキングや様々な健康増進プログラムを楽しめる地域を森林セラピー基地として、特定非営利法人森林セラピーソサエティの認定を受けるものです。

本市では、日帰りで気軽に「雑木林と里山の景観」を楽しめる、奥深い森林地帯とは違った新たな「都市型セラピー基地」を提案しています。

1 事業内容 [新規事業]

今春、バンガローが新設されリニューアルされる北本市野外活動センターを森林セラピー基地施設に、二つの森林セラピーロード（〈仮称〉北本自然観察公園コース）、〈仮称〉高尾宮岡の景観地コース）を設定し、森林セラピー基地の認定を受ける事業です。

事業に当たっては、埼玉県、埼玉県自然学習センター指定管理者、北本市野外活動センター指定管理者、北本市観光協会等の協力体制により実施します。

【今後のスケジュール】

1. 書類（1次）審査結果 平成30年3月下旬～4月初旬
2. 現地視察（書類審査通過後）平成30年4月～6月頃
3. フィールド生理実験（現地審査通過後）平成30年7月～10月頃
4. 二次審査・審査結果 平成30年3月下旬～4月初旬

2 予算額 2,500千円（フィールド生理実験費用等）

※森林セラピーについての詳細は裏面参照

1. 森林セラピーとは

医学的な証拠に裏付けされた森林浴効果のことを言います。癒し効果が科学的に検証された森林浴効果と生理・心理実験から得られた効果等から、「森で元気になる。森に癒される」新しい森の楽しみ方を通し、こころと身体健康維持・増進、病気の予防を行うことを目指しています。

2. 森林セラピー基地とは

2本以上の「セラピーロード」のある森林地帯と、健康維持・増進等のアクティビティを提供する施設などで構成される一定範囲のことを指します。ストレスチェックなどの健康評価がサービスの1つとして組み込まれるものです。(癒し体験ツアーと事前事後のストレスチェックなどを組み合わせたプログラム等)

また、併せて森林セラピーの普及、定着、発展により地域振興等に寄与することを目指すものです。

3. 森林セラピーロードとは

ゆっくり歩いて20分以上の歩行距離があり、森林セラピーの効果が発揮できる歩道などを指します。ロードは維持管理がなされ、ロードの利用を通じた健康維持・増進等に資する情報の提供等がなされているものです。

4. 利用団体

全国で62ヶ所の認定地があります。周辺では東京都・奥多摩町、神奈川県・厚木市、箱根町、群馬県・赤城自然公園、草津町、千葉県・房総町など認定され、埼玉県では認定地はありません。

※認定地におけるプログラムの一例（石川県森林公園）

「健康チェック・ガイダンス・準備体操」➡「森林セラピーとノルディックウォーク」
➡「森林ティータイム」➡「健康チェック」➡「森のレストラン」

担当
産業振興課
商工労政・観光担当
電話：048-594-5530（直通）